

南大隅町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

南大隅町教育委員会

目 次

1 計画の趣旨、現状	2
2 目標	3
3 計画の期間	3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を着実に推進していくことが必要です。

令和7年6月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。((参考)「指針」第1章 総則 第1節 趣旨)

南大隅町の全ての子供たちが、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。そして、子供たちを最前線で支える教育職員が、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担うことが求められており、その実現のためには、教育職員一人一人が心身ともに健康で、職務に集中して取り組める環境整備が求められています。

学校における働き方改革を通して、本町の学校教育が更に充実するとともに、教育職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として、県教委から示された「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」(以下「規則」という)を踏まえ、令和2年9月から、「南大隅町立学校における業務改善アクションプラン」に基づいた取組を行い、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、定時退校日や部活動休養日の設定など、業務改善に効果のあった取組等を紹介して活用を促すほか、管理職研修会において業務改善に係る研究協議を実施するなど、業務改善を含めた管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。

令和7年度における本町の時間外在校時間は以下の通りです。

	平均在校時間	45～80 時間の割合	80 時間以上の割合
小学校	27 時間 33 分	21.6%	2.2%
中学校	27 時間 4 分	15.75%	1.4%

割合としては非常に少ないものの、時間外在校時間が 80 時間を超える職員が存在していることが分かります。また、月 45 時間を超える教職員が一定数存在していることや職種によって大きな差が見られることから、更なる取組が必要であると考えています。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にします。
- イ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度に保ち、1年間時間外在校等時間を 360 時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させます。
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 80 以下とします。
- エ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3 計画の期間

令和8年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。また、学校運営協議会や地域PTAなどを通じて、地域住民や保護者による通学路の見守り活動を推進するとともに、スクールガードリーダーを配置して、通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(「3分類」②関係)

放課後から夜間における見回りについては、警察等が行う見回り等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。警察との連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

給食費については、令和7年度から公会計化を実現しました。また、学校徴収金について、銀行口座振替で一括管理できるようになりました。

(I) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

地域学校協働活動推進員の配置を推進し、ボランティアの募集や活動日等の調整の補助等を行います。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

令和8年度中に、県で実施しているスクールロイヤー制度の積極的な活用や町の顧問弁護士などとの連携を通して、学校が法律の専門家を活用できる環境を整備すること等により、学校では対応が困難な事案に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会で予め確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑦、⑧関係)

学校の広報については、ブログなどの簡便な形を中心に行います。また、全ての学校に定期的にICT支援員を派遣し、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に係る教職員の負担を軽減します。

(ウ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

学校プールの地域開放は原則行ないません。体育館の地域開放施設の管理業務については、オンラインでの予約を推進するなどの負担軽減策を検討します。

(エ) 校舎の解錠・施錠(「3分類」⑩関係)

教頭等、特定の職員に集中することがないように、職員の役割分担の見直しを推進します。

(オ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮(「3分類」⑪関係)

児童生徒の休み時間における安全配慮については、学習支援員などに協力を求め、職員の負担を軽減します。

(カ) 校内清掃(「3分類」⑫関係)

各学校において清掃回数を見直します。学校の要望や必要に応じて、除草、伐採などの負担の大きな作業を中心に業者への委託を推進します。

(キ) 部活動(「3分類」⑬関係)

部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を推進します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備

(「3分類」⑭⑮⑯⑰関係)

給食の時間における対応や授業準備、学習評価や成績処理を補助できるように学習支援員のあり方を検討します。

ICT器機を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(イ) 学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

学校運営協議会や地域学校協働活動推進員などによって、地域・保護者・地域団体との協働体制を構築する支援を行います。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。

教育委員会においても、福祉・警察等の関係機関と学校との連携強化を図り、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担を行うことのできる体制を目指します。

(2) 学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小学校第4学年以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

イ 教育活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

ウ デジタル技術の活用により校内・教職員間の事務・連絡業務や保護者対応業務等の校務を効率化します。

エ 隣接する錦江町との連携を図り、行事の共同実施などを行って、業務負担軽減を図ります。

オ 各学校において、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、鹿児島県業務改善実践校モデル事業に基づいた校内研修を令和8年度中に町内全小中学校で実施します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

ア 1箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。

イ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

オ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定を行います。

カ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。

(2) 学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保について、関係部局・関係機関とともに積極的に取り組みます。

- (3) 時間外在校等時間の目標達成状況については出退勤管理システム(see-smile)で把握し、その他の目標についてはストレスチェックの結果等から把握します。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実するなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。